

## 乳幼児家庭用ごみ袋配布事業実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、斜里町(以下「町」という。)において、町内に居住する2歳に達するまでの乳幼児(以下「乳幼児」という。)をもつ保護者に対し、紙おむつなどの一般ごみが増加する支援として斜里町指定ごみ袋を配布することにより、子育て世帯に対する費用軽減を図り福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱による配布対象者は、斜里町に住所を有する平成26年4月1日以降に出生した乳幼児の保護者とする。

### (配布の始期・終期)

第3条 ごみ袋の配布の始期は、出生日又は転入届の提出日とし、終期は乳幼児の年齢が2歳に達する日までとする。

### (ごみ袋の受領)

第4条 ごみ袋を受領した者は、受領証(別紙様式1)を町へ提出しなければならない。

### (配布するごみ袋の種類及び枚数)

第5条 配布するごみ袋の種類は、町が指定する家庭用一般ごみ指定袋(30L)とし、配布する枚数は別表1に定めるところによる。

### (配布時期)

第6条 配布時期は、配布対象者が出生届もしくは転入届を町に提出した際にごみ袋あるいは引換券のいずれかを渡すものとする。

### (禁止事項)

第7条 この要綱に基づき配布を受けたごみ袋を有償、無償にかかわらず譲渡してはならない。

### 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限りでその効力を失う。

### 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表1(第5条関係)

配布対象	配布枚数	配布時期
平成26年4月1日以降出生の乳幼児	100枚	出生届提出時
平成26年4月1日以降、助成対象者の乳幼児が転入した場合	100枚	転入届提出時
平成27年4月1日以降、1歳以上2歳未満の乳幼児が転入した場合	50枚	転入届提出時

